



鳥取県公報

令和7年12月12日(金)
第9749号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	種畜証明書の交付（673）（畜産振興課）	2
	保安林の指定予定（2件）（674・675）（森林づくり推進課）	2
	県道の区域の変更（676）（道路企画課）	3
	県道の供用の開始（677）（〃）	3
◇ 労委告示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等（1）	4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）	5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）	6
◇ 雜 報	環境影響評価法に係る対象事業の廃止（環境立県推進課）	7

告示

鳥取県告示第673号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和7年12月12日

鳥取県知事 平井伸治

種畜証明 書番号	名前	種類及び品 種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
11432850 843	磨伊紲	肉用牛 黒毛和種	令和6年 7月2日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	北美津久	もとはなひ さ	1級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場
11699401 109	美津華福	"	令和6年 9月7日	岡山県 真庭市	"	えりこ5の 1	2級	"
11407669 128	百合綾6912	"	令和6年 3月16日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	茂弘百合	はなみつも り	1級	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11699169 566	益綾6956	"	令和6年 8月1日	"	福増秀	"	2級	"
11699169 603	球朕6960	"	"	"	貴隼桜	まさてるち え2	"	"
11699169 719	備吾6971	"	令和6年 8月6日	"	藤初花	さつき1の 1	"	"
11699169 740	草菱6974	"	令和6年 8月7日	"	北美津久	しおりひめ	"	"
11699169 801	草満6980	"	令和6年 8月12日	"	"	まさてるみ つ	"	"
11699170 005	輪梶7000	"	令和6年 8月29日	"	知恵久	かねたかし げ	"	"
11699170 012	草朕7001	"	令和6年 8月30日	"	北美津久	まさてるち え2	"	"
11699170 081	島藤7008	"	令和6年 9月12日	"	増平栄	ふじひさし げ	"	"
11690970 147	沓貞7014	"	令和6年 9月19日	"	夢福久	さきゆめふ く	"	"

鳥取県告示第674号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月12日

鳥取県知事 平井伸治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市佐治町余戸字熊アミ716の1、717の1、字南和田778、798の1、字山櫻谷1057の1、1058

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第675号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月12日

鳥取県知事 平井伸治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町土師百井字西薬谷460、461、字薬谷462の2、462の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年12月12日から2週間鳥取県国土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

鳥取県知事 平井伸治

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
上井北条線	東伯郡北栄町北尾字弓ノ木926地先から同字77-8 地先まで	変更前	11.8~27.7	70.0
		変更後	14.8~27.7	70.0

鳥取県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年12月12日から2週間鳥取県国土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

鳥取県知事 平井伸治

路線名	区間	供用開始の期日
上井北条線	東伯郡北栄町北尾字弓ノ木926地先から同字77-8地先まで	令和7年12月12日

労働委員会告示

鳥取県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

令和7年12月12日

鳥取県労働委員会会長 小松哲也

氏名	現職等	委嘱年月日
石黒 豊	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	令和7年10月27日
入江 裕之	鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	"
浦木 恵子	元鳥取県労働委員会委員 公認心理師、臨床心理士	"
門脇 裕之	元鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	"
小林 幹子	鳥取県労働委員会委員 公認心理師、臨床心理士	"
小松 哲也	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	"
佐々木 登美雄	元鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	"
清水 奈月	鳥取県労働委員会委員 弁護士	"
道前 緑	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 鳥取短期大学生活学科情報・経営専攻教授	"
長井 いずみ	税理士	"
濱田 由紀子	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	"
三谷 裕次郎	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	"
安養寺 淑枝	元鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	"
河村 正之	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	"
寺田 真里	鳥取県労働委員会委員	"

	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	
森 由香里	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長	"
山 崎 瞳	鳥取県労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行委員長	"
吉 田 正	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	"
稻 井 幾 子	元鳥取県労働委員会委員 いないホールディングス株式会社特別顧問	"
江 尻 敏 美	元鳥取県労働委員会委員 一般社団法人境港水産振興協会代表理事長	"
岸 田 隆 志	鳥取県労働委員会委員 泊綜合食品株式会社取締役会長	"
竹 上 順 子	元鳥取県労働委員会委員 株式会社インタープロス代表取締役	"
名 越 あけみ	鳥取県労働委員会委員 株式会社ホテルセントパレス倉吉常務取締役	"
成瀬 以久	鳥取県労働委員会委員 株式会社稻田本店代表取締役	"
西 村 知 己	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	"
西 本 行 克	元鳥取県労働委員会委員 元一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	"
宮 城 定 幸	元鳥取県労働委員会委員 元一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	"
三 輪 昌 輝	鳥取県労働委員会委員 三光株式会社代表取締役社長	"
金 澤 明 生	鳥取県労働委員会事務局長	"
前 田 史 朗	鳥取県労働委員会事務局次長	"

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年12月12日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
----------	-----	-----	-----------

経験者講習	令和8年1月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
-------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により獵銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和7年12月12日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の獵銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の獵銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年1月20日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和8年1月27日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

- (1) 獵銃の操作
 - ア 獵銃の保持その他獵銃の基本的な取扱い
 - イ 獵銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 獵銃の射撃
 - 固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること

と。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

雑 報

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年12月12日

自然電力株式会社代表取締役 磯野謙

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 自然電力株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 磯野謙
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区荒戸一丁目1-6

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 (仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業
- (2) 種類 風力発電
- (3) 規模 最大出力4万キロワット

3 法第30条第1項各号のいずれかに該当するとなった旨及び該当した号

対象事業を実施しないこととしたため（法第30条第1項第1号）